

この人に聞く 成嶋隆さん

# 『隨筆・評論集 ガラパゴス語録』 への思わぬ反響

## 【略歴】

- ・1948年、茨城県土浦市に生まれる。
- ・一橋大学大学院法学研究科博士課程修了。
- ・新潟大学法学部（1978年～）、獨協大学法学部（2013年～）に在職した後、2019年に退職。
- ・新潟大学名誉教授。憲法・教育法専攻。
- ・主な著作に『教科書裁判と憲法学』、『講座現代教育法 I 教育法学の展開と21世紀の展望』、『教育法の現代的争点』（いずれも共〔編〕著）など。



## 編 集 部

霞がかかり、春の日差しが降り注ぐ4月下旬に、お話を聞きしました。

### 自然豊かな環境で音楽に親しんだ少年期

茨城県南部に広がる霞ヶ浦は、日本で2番目に大きな湖で、かつては帆引き船によるワカサギ漁が盛んでした。私が生まれた土浦市は、霞ヶ浦の西岸にあります。西の方角に靈山である筑波山を望むことのできる風光明媚な土地です。高校までの幼・少年期を同市で過ごしましたが、その間ずっと音楽に親しんできました。

小学校では合唱団に入りました。パートはボーカル。ソプラノで、6年生のときのコンクールでは全国大会にまで進みました。

中学・高校ではプラスバンド部に所属し、チューバ（低音金管楽器）を担当しました。中学校では部長を務めたり、映画音楽の編曲を手がけたりして、けつこうのめり込んでいました。高校は県立土浦第一高校という進学校でしたので、受験勉強に力をいれましたが、その合間にもプラスバンドを楽しみました。また、級友と同人誌を発行したり、有志でレコード・コンサート

トを企画したりと、「文化活動」にもいそしみました。変わったところでは、「一高祭」という文化祭と体育祭を合わせたイベントの「仮装大会」にクラス全員でとりくみ、巨大な張りぼてを作つて優勝したという経験があります。級友の一人がその模様を8ミリ・カメラで撮影しましたが、そのフィルムは同窓会のたびに上映されるなど、貴重な「遺産」となっています。

当時、日本各地に労音（勤労者音楽協議会）という音楽鑑賞団体がありました。土浦にも労音があり、毎月1回、音楽会を開いていました。その「土浦労音」の代表者の方が級友のお父さんだったこともあって、私も労音の活動に参加しました。茨城大学の学生さんらと企画会議に参加したり、コンサートの準備や後片付けをしたりしたことが懐かしく思い出されます。この「土浦労音」の方々とのつながりはその後も保たれ、2006年には、その方々が立ち上げた「憲法9条土浦の会」の会合に招かれ、憲法改正問題について講演しました。会場に高校時代にお世話になつた英語の先生のお姿を拝見し、母校の教師が憲法を守る活動に参加しておられるごとに感銘を受けたのを覚えてい

## 教育法・憲法研究のきっかけ

1967年に一橋大学に入学し、1・2年次の前期課程を小平市にある分校で学びました。構内にある一橋寮（いつきようりょう）に入寮しましたが、近くには津田塾大学、武蔵野美術大学などいくつかの大学・短大やその学生寮がありました。

そのなかの一つに朝鮮大学校という、在日朝鮮人の民族教育の最高学府がありました。周知のように、歴代日本政府は民族教育を一貫して敵視し抑圧してきました。私が生まれた1948年には朝鮮学校の閉鎖をめぐり「阪神教育事件」が起きています。警官の発砲により朝鮮中学生が死亡するというひどい弾圧事例です。朝鮮大学校に対しても、さまざまな干渉や弾圧がなされてきましたが、とくに1967年当時は、同校を学校教育法上の「各種学校」として認可するか否かをめぐり、学校側および認可を支持する市民運動と、警察や「国際勝共連合」という右翼団体との間に激しい攻防が行なわれていました。たまたま一橋寮の委員を務めていた私は、寮の代表として認可を求める市民運動に参加したのですが、このことが教育法や憲法を

研究するきっかけの一つとなりました。運動に携わるなかで、在日朝鮮人の歴史や民族教育の権利について学び、たいへん重要な問題であることを知つたからです。

憲法・教育法研究のもう一つのきっかけは、私が4年のときの1970年に東京地裁が言い渡した「杉本判決」です。家永教科書裁判という教科書検定の違憲・違法性を争つた裁判で最初に出された判決ですが、「国民の教育権」という考え方をはじめて認めた画期的な判決です。杉本判決は、教科書検定により政府が教科書の記述内容を権力的に統制しているという日本の公教育における重大な問題を告発するものであり、私もこれによつて教育をめぐる法的な諸問題に強い関心を抱くことになりました。後に研究者の道に進みましたが、最初に取り組んだのが、この教科書裁判の研究です。いくつかの法律雑誌に教科書裁判に関する論文を発表しましたが、とりわけ『法律時報』58巻6号（1986年5月号）に執筆した論文「検定行政追認の論理構造」は、私の教育法研究の初期における到達点ともいえる論稿となりました。これは、同年3月に東京高裁が言い渡した第一次教科書検定訴訟・控

訴審判決（「鈴木判決」）を論評したのですが、出版社から執筆依頼を受けた後、わずか1週間で書き上げました。判決の内容があまりにもひどかつたことから、激しい怒りを覚えましたが、憤りを抑えながら判決を論理的に批判する」といふ全力を注ぎました。その甲斐？ があつてか、この判決批評は憲法学界でも教育法学界でも注目されたようです。

なお、上述の杉本判決が出された年に、日本教育法学會が発足しています。この学会は、『権利としての教育』の実現をめざし、教育と法の関係性について考究する学会です。私はこの学会に1980年に入会しましたが、後年、会長職を務めるなど、深いかかわりをもつこととなりました。私の教育法研究の「拠点」となったといつてよいでしょう。

### 在外研修を体験して

文部省（当時）は短期・長期の在外研修制度を実施していましたが、この制度（長期・10カ月）を利用して、1992年秋から、フランス（パリ）で9カ月、カナダで1カ月の在外研修を行いました。

パリ滞在は、私にとってはじめてのヨーロッパ生活

でしたが、たいへんエキサイティングな経験となりました。当初は単身での滞在を予定していましたが、たまたま新潟大学を訪れていたカナダの友人から「お嬢さんが多感な時期の海外生活は、いい人生経験になるよ」とのアドバイスを受け、妻、高校2年生の娘とともに家族ぐるみで渡しました。娘はいまフランスに在住し、ピアニストとして活動していますが、このパリ滞在中にヨーロッパ音楽に接したことが、大きな転機となつたことはたしかです。

パリ滞在の「苦労話」はたくさんあります。最初に直面したのは住居探しの苦労でした。海外に進出してくる企業などでは社員が海外勤務を命ぜられる場合、住居などは会社が手配してくれます。これに対して文部省の在外研修の場合、住居探しをはじめとする各種の滞在手続（たとえば滞在許可証の取得など）はすべて自分でしなければなりません。これには相当のエネルギーを費やしました。

一方、在外研修そのものの手配ですが、受け入れ機関（パリ第二大学）や受け入れ教員（同大学の憲法学教授）については留学前に決まっていたので、現地では大学図書館の利用手続きなどだけですみました。ま

た、受け入れ側が基本的に「自由放任」の方針だったのです、自由に研究することができたし、あちこちに出向いて見聞を広めることができました。せつかく《芸術の都》に住んでいるので、美術館めぐりや音楽鑑賞も楽しみました。大学という狭い社会に閉じこもることなく、フランス社会を食欲に探訪した9ヶ月だったといえます。

1993年6月末にパリを引き払い、在外研修の残りの期間をカナダでの研修にあてました。カナダでの研修は1989年を皮切りに（このときを含め）5回にわたって行っています。これには、新潟大学法学部が、ブリティッシュ・コロンビア大学（バンクーバー）、アルバータ大学（エドモントン）、クイーンズ大学（キングストン）などカナダのいくつかの大学と学術交流協定を結んでいたことが関係しています。カナダ政府はこのような大学間の学術交流を積極的に奨励し、補助金を交付していますが、その補助金交付申請の事務手続きを私が担当していました。また、法学部における「日加比較法政」プログラムの企画・運営にも主導的にかかわりました。このような背景があつて、カナダでの研究や教育（たとえば、アルバータ大学での日

本法に関する集中講義) の機会を得ることができたと  
いうことです。

### 随筆・評論集の発行に寄せて



今年2月、〈終活  
エッセイ集〉という  
コンセプトで、『隨  
筆・評論集 ガラバ  
ゴス語録』という書  
物を自費出版し、お

よそ300人の友人・  
知人に贈りました。この経験をとおして感じたことを  
お話しします。

第一は、最近の情報通信技術の驚異的な進歩を実感  
したということです。たとえば、本エッセイ集には、こ  
さきほど触れたパリ滞在記が収録されていますが、こ  
のエッセイの初出は『にいがたの教育情報』34号(1  
993年4月刊行)に掲載された「花の都の異邦人」  
というレポートです。その原稿は、日本から持つて行つ  
たインク・リボン印字式のワープロ専用機で作成しま

した。また、グラビアに用いた写真も一眼レフカメラ  
で撮影し、パリ市内で現像・プリントしました。これ  
らを航空便で県民教育研究所に送り、編集してもらつ  
たわけです。いわば〈アーログ編集〉の典型でした。  
これに対し、今回のエッセイ集は、インターネットで  
の検索や電子メールによるデータ送付など最新のIT  
を駆使した〈デジタル編集〉で作成されました。写  
真や画像なども、原本をスキヤンして電子データ化し、  
それを文字列の中に容易に挿入することができます。  
まさに〈隔世の感〉がありました。

第二に、エッセイ集に対し、思わず反響があつたこ  
とに驚きました。〈終活エッセイ集〉と銘打つこと  
に対しては、「終活はまだ早いのでは?」との感想が  
あつた一方で、「まとめられるうちに作成したのは正  
解だ」というレスポンスもありました。エッセイ集の  
「あとがき」に、「惜しくもこの世を去つた友への鎮魂  
の弔辞として、そして、有為転変の世の中を生き抜いて  
いる同時代人への連帯のエールとして、本書を上梓  
するのです」と書きました。これに応えるかのよう  
に、ちょうど1年前に夫を亡くした音楽仲間の女性か  
ら、故人がどのような想いで音楽に向き合っていたか

を伝える返信をいただきました。私の知らなかつた故人の素顔でした。また「同時代人への連帯のエール」という本書刊行の趣旨に関して、獨協大学教職員組合とともに執行委員を務めた同大フランス語学科の元教授（フランス人）から、「このエッセイ集から『大いに勇気を与えられました』という嬉しい返事をもらいました。エッセイ集を刊行して本当によかつたと思います。ところで、エッセイ集を編集していた昨年秋、本研究所とも関係のあつた世取山洋介氏（新潟大学教育学部教授）が59歳という若さで急逝されました。世取山氏は、私が日本教育法学会の会長を務めたとき、事務局長として私をしつかりと補佐してくれました。亡くなる直前に刊行された『新教基法コンメンタール』の編集に主導的にかかわるなど、教育法学界の中堅ホーリーとして嘱望されていただけに、あまりにも早すぎる他界が惜しまれます。

### 最近の政治状況をめぐって

『ガラパゴス語録』という書名について、「ステキなタイトル」とか「タイトルにのぞつた」といった反応がありました。多少の意外性をもつて受けとられた

ようです。「ガラ携」という言葉がありますが、この言葉について『広辞苑』では、「ガラ」は『ガラパゴス』の略で、ガラパゴス諸島の生物のように、日本で独自に発展した意と説明されています。本来はそのような意味なのかもしれません、日常的に「ガラパゴス」の語は〈進化から取り残された〉とか〈時代遅れの〉といったニュアンスで用いられています。『ガラパゴス語録』というタイトルも、〈時代遅れの物言い〉といった、やや自嘲的な意味合いでつけました。「こんな議論はいまどき通用しないよ」という想いがあつたからです。実際、エッセイ集で回顧的に紹介した1980年代の〈牧歌的〉な大学像は、いまの人たちには理解困難であると思います。

ただ、一見〈時代遅れ〉のようでありながら、案外、いまの時代にも通用する議論はあると思います。たとえば、エッセイ集・第2部の「時事評論」の冒頭に「ダモクレスの剣」というエッセイ（初出は『新大職組新聞』1981年7月1日号）を収録しましたが、これは、1980年代における〈核の恐怖〉について書いたものです。タイトルにある「ダモクレスの剣」とは、王位をうらやむ廷臣が王座に座つたところ、その



頭上に一本の糸で吊り下がられた剣があるのに気がついたという故事に由来します。1961年9月25日に国連総会で演説したケネディ米大統領が、「人類は核というダモクレスの剣の下で暮らしている。それは細い糸で吊るされ、いつ何時にも事故か誤算か狂気により切れる可能性がある」と述べたことでの故事が想起されました。いま、ウクライナへの侵攻で、戦術核兵器の使用をほのめかすプーチン大統領の言動を見るにつけ、このエッセイで指摘した「偶発核戦争」の危険性や、「核抑止力論」の虚構性などを批判的に検討する」とは、いぜんとして重要な課題だと思います。

### にいがた県民教育研究所とのかかわり

『ガラパゴス語録』には、本研究所発行の『にいがたの教育情報』を初出とする論稿・グラビアが3篇収められています。いずれも、前述のフランスおよびカナダでの在外研修に関するものですが、『教育情報』誌には、これらのほかにも多数の拙稿が掲載されました。テーマは、天皇制、教科書問題、子どもの権利条約、教基法改正、憲法改正など多岐にわたります。数えてみたら全部で20篇ありました。にいがた県民教

育研究所が県内の研究者にこのような執筆の機会を提供していることに心から敬意を表します。ありがとうございました。  
(なるしま たかし 新潟大学名誉教授)  
(聞き手 所員 伊藤英世・小東由男)

### 『ガラパゴス語録』抜粹

#### ドッペリ坂

新大人文・法・経済学部の同窓会会報『青松』に、「ドッペリ坂」の改修のことが紹介されていた。この坂は昔、人文学部のあつた新潟市西大畠の高台から古町方面に下りてこくところにあり、階段状になっていた。付近には「異人池」というのもあって、異国情緒に満ちたといふである。

「ドッペリ坂」という名前は、ドイツ語の *doppelt* に由来する[注]。古くからの学生用語で、留年・落第する「ドッペル」を「ドッペル」と言つた。今の学生はほとんど口にしないが、この「ドッペル」は、英語の *double* からきた「ダブル」とむに、『広辞苑』に五段活用の自動詞として載つてゐるから、もはや立派な日本語

なのである。

で、この坂がなぜ「ドッペリ坂」なのかというと、階段数が59段しかなかったからだ。大学の成績は「優」「良」「可」「不可」の4段階で表すが、60点に満たないと「不可」つまり落第となる。59段という段数と、また、この階段を下りて街に遊びに行くと落第するという意味も込めて、この名がついたのであつた。

ある人から聞いた話だが、当時この階段付近で営業していた喫茶店主が「59段では縁起が悪い」と、セメントをこねて段数を増やしたところ、これを学生たちが即座に壊してしまったという「攻防」があつたそうだ。いかにも味のある、古き良き時代を思わせる話だ。この「攻防」がどういう結末になつたかは不明だが、今回改修の前は確かに61段あつた。改修後は最初の59段に戻つたようだ。

(新潟日報 1987年10月9日「研究室から」欄)

[注]「ドッペル」の語源につき、次ページのグラビアにある説明プレートでは、「ドイツ語のドッペルン (doppel : 二重にするという意味)」に由来するとしている。この点、『広辞苑』第7版2107頁の説明は、「『二重

の』『重複した』の意の *doppelt* を動詞化した語」とつておらず、本エッセイもこれにしたがつた。独和辞典をみると、*doppeln* は「複製を作る」などの意味を持つ他動詞であり、ここから「ドッペル」という自動詞を導くのは無理がある。形容詞の *doppel* が動詞化したとみるべきではなかろうか。

(成嶋隆『隨筆・評論集 ガラバゴス語録』151頁)

